

議案第 25 号

日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 25 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項中「幅員は」の次に「、令第 42 条第 1 項において準用する」を加える。

第 9 条第 4 項中「幅員は、」の次に「令第 42 条第 1 項において準用する」を加える。

第 32 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 42 条第 3 項中「幅員は、」の次に「令第 42 条第 1 項において準用する」を加え、同条第 5 項中「前条第 1 項」の次に「並びに令第 42 条第 1 項において準用する令第 4 条、第 12 条並びに第 35 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項（道路法第 30 条第 1 項第 12 号に掲げる事項に係る部分に限る。）」を加える。

第 43 条第 2 項中「幅員は、」の次に「令第 42 条第 1 項において準用する」

を加え、同条第4項中「第41条第1項」の次に「並びに令第42条第1項において準用する令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（道路法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）」を加える。

第45条を第46条とし、第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

道路構造令の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。